明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○地域再生計画を認定した件（内閣府二九一二～二九七八）　一
○地域再生計画の変更を認定した件（同二九七九～三〇四〇）　八
○総合特別区域計画の変更を認定した件（同三〇四一～三〇四六）　一六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件を改正する件（経済産業一六三）　一七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、日本弁護士連合会公示送達、企業年金基金変更関係　三五
会社その他
会社決算公告　三六

告示

○内閣府告示第二千九百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道余市郡赤井川村

二　地域再生計画の名称　日本で最も美しい村づくり推進による赤井川村活性化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道余市郡赤井川村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北見市

二　地域再生計画の名称　ひと・まち・自然が調和した活力創造への挑戦！「にぎわいのあるまちづくり」へ Ａｆｆ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ Ｄｏ！

三　地域再生計画の区域の範囲　北見市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（五の六）

○内閣府告示第二千九百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　美唄市

二　地域再生計画の名称　放課後児童対策充実化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　美唄市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道余市郡赤井川村

二　地域再生計画の名称　日本で最も美しい村づくり推進による赤井川村活性化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道余市郡赤井川村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道雨竜郡北竜町

二　地域再生計画の名称　地域資源を企業と連携し活用した新たな産業振興プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道雨竜郡北竜町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道日高郡新ひだか町

二　地域再生計画の名称　二十間道路桜並木樹勢回復事業

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道日高郡新ひだか町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　むつ市

二　地域再生計画の名称　子どもの笑顔がかがやくムチュらんどプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　むつ市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第二千九百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　平川市

二　地域再生計画の名称　ひらかわ住みたい・産みたい・育てたいまちプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　平川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）